

## サミュエル・F・B・モース『自由を根幹とする合衆国の諸制度に外国人移民が与える切迫した脅威と帰化法の現状』

山中, 亜紀  
九州大学大学院法学研究科博士後期課程

<https://doi.org/10.15017/16369>

---

出版情報：政治研究. 46, pp.147-158, 1999-03-31. 九州大学法学部政治研究室  
バージョン：  
権利関係：

サミュエルF・B・モース著

『自由を根幹とする合衆国の諸制度に外国人移民が与える切迫した脅威と、帰化法の現状』

Samuel F. B. Morse, *Imminent Dangers to the Free Institutions of the United States through Foreign Immigration, and the Present State of the Naturalization Laws*, New York, Arno Press, 1969 [C1835].

山中亜紀

一

多民族・多人種国家のひとつのあり方として、「サラダ・ポウル」という表現がとられるようになって久しい。この表現は、各民族・各人種が「溶け合わない」状態を比喻すると共に、それぞれがそれぞれの特色を保持しつつ、国全体として

の調和を達成している状態を表わすものである。「サラダ・ポウル」の典型とみなされる移民国家アメリカにおいては、しばしば、各民族・各人種の「調和」が理想的に語られる。その一方で、移民や有色人種等を攻撃の対象とする、排外的な主義主張が展開されていることも周知の通りである。今なお存在するクー・クラックス・クラン (Ku Klux Klan) や、ネオ・ナチ (Neo-Nazis) と呼ばれる諸組織による運動はその極端な例と言えよう。排斥の動きを見せているのは、これらごく一部の組織だけではない。一九九四年カリフォルニア州選挙では、州知事ウィルソン (Pete Wilson) を中心とする勢力が、不法移民に対する公共サービスの停止を提議し、州民投票で過半数を獲得した<sup>(1)</sup>。国政レベルでも、アメリカへの入国ビザが、申請者の人種や外見を理由に、交付を不当に拒否される<sup>(2)</sup>ことがあるのではないかとの声が上がっている。これらの排外的な政治的・社会的現象はしばしばネイティヴィズム (nativism) と称され、一九世紀から続くアメリカの伝統のひとつと考えられている。入国管理制度改革を報じた『ニューヨーク・タイムズ』紙 (New York Times) の次の言葉は、そうした一般的理解を端的に表現したものと見えよう

——「アメリカ合衆国は、名高い移民国家であると同時に、ネイティブイズムを特徴とする国でもある。この傾向は、少なくとも一八五〇年代に反カトリック・反移民を主張した、ノー・ナッシング (Know Nothing) にまで遡ることが出来る<sup>(3)</sup>」。

この新聞記事がネイティブイズムの歴史を振り返るさいに、「少なくとも一八五〇年代」(傍点山中)と慎重を期しているのは、それ以前から散発していた小規模な運動に配慮したからであろう。本稿でとりあげるモース (Samuel F. B. Morse) の著作は、ノー・ナッシングに先立つおよそ二〇年前の一八三五年、いわばネイティブイズムの揺籃期に世に問われたものである。著者モースは、この後すぐモールス信号の発明者として名声を博す人物であるが、執筆当時はむしろアメリカを代表する画家として知られていた。<sup>(4)</sup> 本書は、彼が芸術活動の傍ら、『ジャーナル・オブ・コマース』紙 (Journal of Commerce) に、「アメリカ人」(An American) のペンネームで連載した寄稿文をまとめたものである。この寄稿文は、モースが前年、ブルータス (Brutus) の名で出版した『合衆国の自由に向けられた外国の陰謀』(Foreign Conspiracy

against the Liberties of the United States) とともに、当時のアメリカ社会に大きな影響を与えたことが、今日、多くの研究者によって認められている。<sup>(5)</sup> 一九世紀のニューヨーク市政を研究したシスコ (Louis D. Scisco) は、外国人カトリック教徒に対する漠然とした反感がネイティブイズム運動としてついに組織化されたのは、これらの出版物によるところが大きいと分析しており、また、ヨーロッパ近・現代史家ド・ソーヴィニー (Bertier de Sauvigny) によれば、モースの主張を引き継いだ類似の書物が相次いで出版されたという。<sup>(7)</sup> 著書の影響力は三〇年代にとどまらない。ネイティブイズム研究の第一人者ベネット (David H. Bennett) は、モースが展開したレトリックを「由緒正しいネイティブイズム」(vintage nativism) と位置付け、<sup>(6)</sup> 南北戦争研究者アンビンダー (Tyler Anbinder) は、「モースは、アメリカ人の大部分が反感を抱き続けてきたカトリシズムと、かつては有益な存在とみなされていた移民とを結びつけることによって、その後何十年と続くネイティブイズムの基礎を築いた」と考察している。<sup>(9)</sup>

以上明らかなように、本書は、初期ネイティブイズムを考察するうえで不可欠の文献である。現代のネイティブイズム

と一九世紀のそれとのつながりが意識されていることを考えれば、本書を取り上げる意味はさらに大きいと言えよう。

「書評」は、多くの場合、新刊書を取り上げて研究状況における位置付けと評価を与えるものであるが、本書については、以下の理由から、改めて書評する意味があると思われる。第一に、近年のネイティヴィズム研究の発展に伴って、モースの著作が持った影響力に注目する必要が生じていること。第二に、にもかかわらず、著作の内在的分析は近年行なわれておらず、その意味では忘れられた存在となっていることである。本稿では、モースがどのような論理に基づいて移民排斥を主張したのかを紹介し、議論の特色とその意義を考えることにしたい。なお、以下の行論中、引用箇所における傍点は原文における強調を表わし、角括弧は山中による補足を意味する。

## 二

本書は序文と一一の章から構成されている。各章に標題はつけられていないが、内容から見れば、以下のように分ける

ことができる。第一章から第六章では、モースによる現状分析がなされ、その分析に基いて帰化法改正の必要性が説かれる。第七章から第九章では、分析への予想される批判と、それに対する予防的反駁が行なわれ、第一〇章と第十一章では再び、帰化法改正の必要性が訴えられる。こうした本書全体を貫いているのは、移民の流入によって「アメリカ人らしさ」(American character) が損なわれてしまうという強い危機意識である。アメリカ人は移民を受け入れるという考えを改め、移民には政治的権利を一切付与しないよう帰化法を改正せよという結論は、この危機意識から導き出されている。今日から見れば容易には受容れがたいこの主張を、モースはどのような論理にしたがって説いたのであるうか。

まず序文と第一章で示されるのは、モースがアメリカに関して抱く、強い確信と誇りである。それは第一に、アメリカは自由と平等を理念とする国家であり、ヨーロッパ諸国とは全く異なるということ、第二に、この国に生まれ育ったことはただそれだけで比類なき価値をもつということであった。議論の前提となるこの認識は、第七章でも次のように強調される——「私は、〔アメリカとは〕異なる統治体制下にある諸

外国で生活し：専制政治の不幸な犠牲者が窮乏と隷属にあえぐの目の当たりにして、しばしば哀れみと憤りを覚えた。

〔そんなとき〕私は、遠く離れてはいても最愛のわが祖国アメリカを思い出して気を取り直し、アメリカに生まれた者たちの幸せに思いをはせ、われらの政治的・宗教的自由を誇らしく思うのが常であった。この幸福な国を私の生まれ故郷とすることを、神が私にお許しくださったということ、そして、

この幸せを完全に理解できるのは異郷に暮らすアメリカ人 (an American exile) だけであること、私はそのことを痛切に感じ、感謝の念を抱いた<sup>(10)</sup>。にもかかわらず、そのアメリカ国内に現在、「暴動や非合法の暴力あるいは放縦な議論」が蔓延し、「アメリカ人らしさ」が墮落しつつあるのはなぜなのか<sup>(11)</sup>。現状に対するモースの危機感は大きかった。彼は言う、現在の騒然とした社会風潮を「民主主義の自然な傾向」と評するのは、「国家転覆を目指す売国的な感情を生む、最も危険な意見」であり、誤った見解である<sup>(12)</sup>。今の状況は明らかに「物事の自然な成り行きに反している」<sup>(13)</sup>。しかも、「我々の社会には、このように急激で不可解な結果をもたらす本来的な (intrinsic) 原因は存在しない」<sup>(14)</sup>。そうである以上、次のように問うこ

とはモースにとって当然であった——「わが国の制度が円滑に作動することを妨げる、外来的な (extrinsic) 要因が作用しているのではないだろうか」<sup>(15)</sup>。

こうして国外に目を向けたモースは、アメリカが体現する自由を打倒するために、ヨーロッパの専制君主たちが国際的な陰謀を遂行しているのを発見した。この点について第二章では次のように指摘されている——「アメリカの民主主義がもつ影響力についての最新情報は、毎日、イギリス、フランス、スペイン、ポルトガル、ベルギーへは直接もたらされ、間接的にはすべてのヨーロッパ諸国に伝えられている」<sup>(16)</sup>。にもかかわらず、「わが国が体現する民主主義的自由の模範が、ヨーロッパの君主たちに不安を与えずにいられるであろうか」<sup>(17)</sup>。そんなことはありえない、とモースは確言する。専制君主たちは「わが共和主義政府とわれらの民主主義体制は致命的影響力をもつ」と感じ、われわれに對抗しようとしている<sup>(18)</sup>。こうしたヨーロッパへの不信感は、第一〇章ではより強い危機感として表現される——「専制君主たちは民主主義を破壊せねばならないのだ。事は死活問題である。…もし彼らがアメリカの自由を転覆することができなければ、アメリカ

カ  
の自由が彼らの専制政治を崩壊させるであろう」。(19)モースによれば、神聖同盟 (the Holy Alliance) とは、存亡の危機に瀕した君主たちがアメリカへの対抗を目的に結成した政治同盟にほかならなかった。

では、ヨーロッパは具体的にどのような方法で攻撃を仕掛けてくるのか——「軍隊を差し向けることは不可能であるし、たとえそんなことをしても無益であろう」。(20)そこで「プロテスタントイズムの敵対者であると同時に、共和政的自由とはまったく正反対の性格を持ち、専制権力の促進者であり支持者である教皇一味 (Papacy)」が活躍するのである。(21)こうしてモースは陰謀に満ちた国際状況を描き出した。それは、自由と専制がプロテスタントイズムとローマ・カトリシズムの姿をもって対立する世界であった。彼によれば、ヨーロッパ側の活動基盤となるのは、「セント・レオポルト財団 (St. Leopold Foundation)」であった。一八二九年に結成されたこの組織については、第三章で言及される。レオポルト財団は、「ヨーロッパ諸国のあらゆる世俗権力・教会権力」によって構成され、宗教組織を僭称しながら、「(アメリカへ)資金、代行者、そしてわが国のそれとは完全に相反する統治組織」を送りこみ、

その組織をアメリカで発展させようとしている。(22)この陰謀を実質的に遂行するのは、財団の手先として国内に入りこんだイエズス会士であった。第四章はその活動に関する記述で占められている。「アメリカ人は、日々、イエズス会士の活動に直面している」のだが、会士たちは必要に応じて、「商人や法律家、編集者」などに身をやつすため、外見からそれと見抜くことはできない。(23)事態を一層深刻にしているのは、「アメリカ生まれのアメリカ市民」(Native Citizens)に紛れ込んだ「教皇に最も忠実な人々」が、イエズス会士に扇動され、陰謀に協力していることである。(24)では、この「イスカリオテのユダ」とはいったい誰なのか。(25)それは、「レオポルト財団が設立された頃から急増した」カトリック教徒のヨーロッパ移民、特にアイルランド移民であった。(26)

カトリック系移民に関しては、第五章で詳細に論じられる。専制国家に生まれ育ったこれらの移民は、教育によって「命令に対して機械的に従うだけの存在」に貶められ、「(人間らしい)精神は死滅してしまった」。(27)彼らにとって、「司祭を神のごとき存在 (demigods)」とみなして服従すること「は既に「習慣と化している」。(28)そんな移民たちが、アメリカを訪れた

途端にイエズス会士への「宗教的な服従」から解放され、「市民として自立するようになる」ことがあり得るだろうか<sup>(29)</sup>——「そのような仮説は馬鹿げている」<sup>(30)</sup>。カトリック移民は「精神的自立が著しく欠如しているため、市民権を持つにはもと適していないのだ」<sup>(31)</sup>。

そうであるにもかかわらず、現行の帰化法は、「宣誓させるだけで何の調査もしないまま、合衆国内に五年間居住するだけで」移民が帰化して市民権を獲得し、政治に参加することを認めている<sup>(32)</sup>。モースは、このことが重大な危険をもたらしていると考えた。本来投票は、「アメリカのあらゆる国内問題を左右しうる」のみならず「実際に左右する」という、「最も神聖な特権」であり、「政府の形態を即座に変更することさえ可能な力を持つ」、いわば「政体の心臓」である<sup>(33)</sup>。この心臓が、現行の帰化法のもとでは「何の防壁もないまま剥き出し」になつて<sup>(34)</sup>いる。イエズス会士とカトリック移民はそこに「目をつけた」<sup>(35)</sup>のだ。彼らが、「自分はアメリカ人になつた」と宣誓して市民権を手にする一方で、「彼ら独自の利益集団」を形成しているのは、選挙で影響力を発揮し、専制君主の利益をアメリカにおいて追求するためである<sup>(36)</sup>。要するに、帰化制度が

「他に例を見ないほど寛容である」ことが、アメリカの諸制度を「特異な脅威」にさらしているのだ<sup>(37)</sup>。「もし今すぐに外国からの影響が排除されなければ、わが政体の特質全体が完全に变化するのは避けられないであろう」<sup>(38)</sup>。こうしてモースは、初めに紹介した結論に至つた。「わが国を訪れる外国人には、選挙権を与えないよう、法律を改正せよ。これは正当かつ実践的意見であり、筋の通つた、安全で、慎重な意見である」<sup>(39)</sup>。

### 三

以上概観したモースの議論は、「健全なる理性の演繹」に基づいた結論、という彼の言葉通り、決して狂信的に展開されたものではない<sup>(40)</sup>。むしろ、彼の主張がもつ政治的、宗教的偏狭さは、本書の端々に示される冷静な現実認識によつて、説得力を与えられていると言ふべきであろう。例えば、モースが、アメリカ政治のもつ内在的な党派性を強く懸念していたことは、本書における偏狭さと冷静さの共存を端的に示している。モースが深く憂慮していたのは、帰化法改正問題が党派争いに利用され、彼の嫌悪する「放縦な議論」が拡大し、

対策が一層遅延することであつた。<sup>(41)</sup> それゆえ、移民問題をどのように位置付けるかが、極めて重要であつた。モースは言う、帰化法をいかに改正するかということは、政党間で争点となる諸問題とは全く別の次元にある「国家的問題」であつて、「真の愛国者はすべて、その支持政党に関わりなく」一致団結して、これに取り組まねばならない。<sup>(42)</sup> この問題に党派的姿勢で臨むとすれば、それは改正に賛成反対の如何を問わず、「どちらも等しくわが国の安全に反する」態度である。<sup>(43)</sup> モースはこのように警告を発して、帰化法問題が党争に巻き込まれることを回避しようとしたのであつた。

モースにとって、反カトリックという自己の立場が特定の宗教・宗派に対する弾圧とみなされることもまた、絶対に避けねばならない事態であつた。そこで彼は、本書の批判対象は「ローマ・カトリックのいわゆる宗教的教義」ではなく、「その教義が外国による政治的陰謀と結びついていること」であると強調したうえで、イエズス会を「政治組織、すなわち宗教の仮面をかぶつた絶対君主派」と断定した。<sup>(44)</sup> つまり、ローマ・カトリックやイエズス会に対する批判は、政治的観点に基づくものであつて、「宗教的偏狭、不寛容、宗教的迫害」に

はあたらな<sup>(45)</sup>い、と主張したのである。

本書は、アメリカが移民国家であるという現実を決して軽視してはいなかつた。第一〇章においてモースは、移民が一時的に滞在する外国人労働者であるかぎり、非難の対象にはならないと明言しており、労働力として彼らを利用する道を残していたのである。<sup>(46)</sup> こうした実践的配慮は、移民受入れによつて発展してきたアメリカの歴史にも及んだ。移民奨励策をとつていた過去と、彼が主張する移民排斥との関係は、第一一章において、アメリカを取り巻く状況変化によつて説明された。モースは言う、確かにかつては「単一の国民として」〔外国勢力による〕侵略を撃退する「ため、人口において強大であること」(numerical strength)が求められていた。<sup>(47)</sup> しかし既に十分な国力を備えている現在、移民を積極的に招いて定住させる必要はない。移民の質も一昔前とは異なつてい<sup>(48)</sup>る。「アメリカ民主主義という輝かしい朝日がまだ…(専制君主の)眠れる不安を呼び覚ますことがなかつた」時代には、「自由に魅了された者たち」だけが移民として渡来し、アメリカに繁栄をもたらした。<sup>(48)</sup> ところが今の移民は「専制君主へ奉仕するために、専制君主によつて選ばれた者たち」であり、



アメリカを墮落させるだけである。<sup>(49)</sup> そもそも、移民がもたらす害悪については、既に一八世紀末、「偉大なる政治家」ジェファソン (Thomas Jefferson) が「予言」<sup>(50)</sup> していた。われわれがそれに耳を傾けなかつたために、「自らの愚かさの報いと、その愚かさにつけこんだ外国による陰謀」に苦しむ羽目に陥ってしまったのだ。<sup>(51)</sup> モースはこのようにして、政策変更の必然性と正当性を説いたのであった。

モースが最も苦心したのは、彼の誇りであるアメリカの建国理念——自由・平等——と、帰化法改正問題とを矛盾のないものにしておくことであつた。第八章はこの議論にあてられている。まず問題とされるのは、移民が、独立宣言の一文——「すべての人間は平等につくられ、造物主によって、一定の奪いがたい天賦の諸権利を付与され、その中には、生命、自由および幸福追求が含まれる」——を根拠に、アメリカに帰化すること、そしてアメリカ人と同等の権利を付与されることを求めた場合、それをどう否定するかということだ。<sup>(52)</sup> モースは問う、宣言に述べられている独立とは何を意味するのか。それは、「自己の問題に関して、外国による干渉や支配を拒否すること」であり、独立することによって、国家や共

同体は「自己の問題を独自の方法で処理する権利をもつ」<sup>(53)</sup>。アメリカでは、政府はもちろん、州政府、公的・私的団体、そして一般の家庭に至るまですべて、この独立概念に基づいて行動しており、これこそ「自らの幸福を各主体が独立して思慮する自由の原則」にほかならない。<sup>(54)</sup> したがって、アメリカ政府がどのような移民政策を実施しても、建国理念である自由の問題とは全く矛盾しないのである。

それでは、すべての人間がもつという自然権——「創造の摂理 (Laws of his creation) にしたがって、可能な限り幸福になる権利」——を根拠にした場合はどうか。<sup>(55)</sup> この問題は第九章で論じられる。モースによれば、この意味での自然権は、「他人とのあらゆる接触を絶ち、隔絶した世界に生きる隠者」<sup>(56)</sup> しか持ち得ないという。なぜなら、二人以上の人間が同じ空間を共有し、社会が形成されたときから、「権利に関するすべての状況」は変化し、幸福を追求する自然権は「隣人がもつ同じ権利によって必然的に抑制される」からである。<sup>(57)</sup> 「一人に對する全員の従属」を回避するため、社会を構成する各人は「字・義・通・り・の・独・立」と「独・占・的・な・幸・福・追・求・権」を放棄することに同意せねばならない。<sup>(58)</sup> これこそ「社会的讓歩 (social com-

promise)の原則」であり、この原則に基づいて初めて、「真の民主的統治」は成立する<sup>(59)</sup>。世界で唯一これを実践するアメリカでは、「自然権は社会的権利によって制御されている」のであるから、移民は自然権を理由に、社会の決定に抗うことはできない<sup>(60)</sup>。

こうして、「健全なる理性の演繹」によって結論に達したモースは、最終的には、ほかならぬ合衆国憲法と独立宣言によって、自説の正当性を裏付けた<sup>(61)</sup>。すなわち「被治者の同意に由来する」正当な権力をもつ政府は、「国内の平穩を保障し、国防に備え、一般の福祉を増進し、我らとその子孫に自由のもたらず恵沢を確保する」ために必要とあらば、外国人移民の入国を拒否することや、滞在許可を取消すことができる。彼に与えた特権を、一時的に、あるいは永久に廃止することもできる。この国から追放し、彼の自由、いやその生命すら奪うことができる<sup>(62)</sup>。

#### 四

以上考察したように、本書を買っている危機意識は時に過

剰とも思えるが、議論そのものは極めて理論的に展開されている。むしろ、論理的な飛躍や事実の誇張は散見される。例えば、一八三〇年代の移民急増とヨーロッパ専制君主による陰謀との連関は、具体的には全く説明されていない。カトリック移民の中でも、特にアイルランド系移民が非難の対象となる理由も明らかにされないままである。にもかかわらず、本書にはやはり、煽情的なだけのパンフレットにはない、説得力をもった警世の響きがある。本書の結論にしても、危機意識の切迫度に比べれば、比較的穩健で実践的と言えよう。いったいなぜだろうか。それは、モースの危機感が彼の自尊心——アメリカは自由と平等を理念とする唯一無二の国家であり、自分はそのアメリカに生まれた「生粋のアメリカ人」(native American)であるという強い誇り——の反映だったからにほかならない。アメリカという国家を尊び、アメリカ人であることを誇るモースの気持ちはそのまま、彼の理想とは合致しない現状、すなわち「アメリカ人らしさの墮落」への義憤となり、「墮落の原因」であるカトリック系移民への怒りとなった。だからこそ、カトリック排斥・移民排斥の主張を正当化するために、独立宣言や合衆国憲法、あるいは「民

主義の父」ジェファソンの言葉が、論証の重要な要として引用されたのである。モースは、自由・平等の理念と、排斥の主張とに整合性を持たせようと細心の注意を払った。本書が、版を重ね、広く一般の人々にも受け入れられたことは、そうした彼の努力が成功をおさめたことを示唆するものであろう。

近年では、ネイティブイズムを、ごく一部の例外的な集団による運動としてではなく、アメリカという国家の特質 (character) に内在するものとしてとらえなおそうとする試みが始まっている。こうした研究動向からしても、モースの著作は新たな位置付けがなされるべきであろう。

#### 注

(1) 不法移民に対する公共サービスの停止を主な内容とするこの提案一八七(Proposition 18)は州民投票において、賛成五八・八%、反対四一・二%という結果を得た。

(2) 具体的には、在ブラジル・アメリカ領事館の元職員が、国務省に解雇処分取消しを求めた訴訟事件のなかで問題となった。元職員の訴えによれば、解雇の理由は、彼がブラジル人にピザを交付するさい、申請者の外見 (physical appearance) や出身国といった要件を重視すべしという国務省の指針に従わなかった

ことであるという。元職員は、国務省の指針を批判して「自制心を失った、ネイティブイズムである」(It's nativism run amok) と述べている。New York Times, 1998, Jan. 23.

(3) New York Times, 1997, Oct. 3.

(4) モースは、一八二六年から一八四二年まで、ナショナル・アカデミー・オブ・デザイン (National Academy of Design) の初代学長を務める傍ら、一八三二年からは、新設されたニューヨーク大学 (University of the City of New York) で油絵・彫刻講座を担当した。

(5) Samuel F. B. Morse, *Foreign Conspiracy against the Liberties of the United States: The Numbers of Brutus*, Salem, Ayer Company, 1977. これらの言論活動が匿名で行われたからといって、モースが自らの主張を公にしなかったわけではない。むしろ政治的にも積極的に活動していた。彼は一八三五年、反カトリック・反移民を掲げる、ネイティブ・アメリカン民主協会 (NADA, Native American Democratic Association) を結成し、翌一八三六年には同組織の指名を受けて、ニューヨーク市長選挙に立候補した。一八四一年にも、NADAと同様の主張を掲げる別組織から、市長選に再挑戦している。モースの伝記を著したゲンツマー (G. H. Genzmer) によれば、モースのこうした政治活動は、当時のネイティブイズム運動に社会的信用 (respectability) を与えたところの一つである。Allen Johnson, ed., *Dictionary of American Biography*, Vol. VII, New York, Scribner, 1937, p. 248.

(6) Louis D. Scisco, 'Political Nativism in New York State',

- Studies in history, economics, and public law*, VIII, New York, The Columbia University Press, 1901, p.219.
- (7) B・ド・ソウヴィニー他、上智大学中世思想研究所編訳・監修、『キリスト教史』八、平凡社、一九九七年、二二三―二三四頁。
- (8) David H. Bennett, *The Party of Fear : From Nativist Movements to the New Right in American History*, Chapel Hill, The University of North Carolina Press, 1988, p.40.
- (9) Tyler Anbinder, *Nativism and Slavery : The Northern Know Nothings and the Politics of the 1850's*, New York, Oxford University Press, 1992, p.9.
- (10) Morse, *Imminent Dangers to the Free Institution of the United States through Foreign Immigration, and the Present State of the Naturalization Laws*, p.18. モースは、二度の留学によって、計七年間をヨーロッパで過ごし、この記述はその経験を踏まえて書かれたものであろう。
- (11) *Ibid.*, p.iii.
- (12) *Ibid.*
- (13) *Ibid.*
- (14) *Ibid.*, p.iv.
- (15) *Ibid.*
- (16) *Ibid.*, p.7.
- (17) *Ibid.*
- (18) モースは、ドイツの哲学者シュレーゲル (Frederick Schlegel) が述べたと言ふ言葉——「北アメリカは、破壊的な諸原

則、すなわち民主主義の諸原則の温床 (nursery) であり、フランスやその他のヨーロッパ諸国にとって、大革命の学校である！」——を、ヨーロッパがアメリカの存在を不安に感じていることの証左として、引用している。*Ibid.*, p.8.

- (19) *Ibid.*, p.25.
- (20) *Ibid.*, p.8.
- (21) *Ibid.*
- (22) *Ibid.*, p.9.
- (23) *Ibid.*, p.10.
- (24) *Ibid.*
- (25) *Ibid.*
- (26) *Ibid.*, p.13.
- (27) *Ibid.*
- (28) *Ibid.*
- (29) *Ibid.*
- (30) *Ibid.*
- (31) *Ibid.*, p.17.
- (32) *Ibid.*, p.7.
- (33) *Ibid.*, p.26.
- (34) *Ibid.*
- (35) *Ibid.*
- (36) *Ibid.*, p.14.
- (37) *Ibid.*, p.6.
- (38) *Ibid.*, p.15.
- (39) *Ibid.*, p.29.

(40) *Ibid.*, p.22.

(41) 対策が遅れる理由を、モースは二つあげている。まず、党派争いになれば対立する政党の提案には反対せざるをえなくなくなり、提案そのものの価値に基づいた議論がなされなくなる。さらに、党派的感情が生じているさい、アメリカ人は自分に味方してくれる人物を容易に信用してしまうため、そこをイエズス会士につけこまれ、彼らの都合がよいように議論が歪められつゝおこる。 *Ibid.*, pp.6, 11.

(42) *Ibid.*, pp.5, 6. 同じ趣旨の主張は本書全体を通じて何度も示されている。 pp.7, 11, 12, 15, 24, 26. を参照。

(43) *Ibid.*, p.6.

(44) *Ibid.*, pp.16, 11.

(45) *Ibid.*, p.29.

(46) *Ibid.*, p.24.

(47) *Ibid.*, p.27.

(48) *Ibid.*, p.28.

(49) *Ibid.*

(50) *Ibid.*, p.14. 本著の中でモースは、シェファソンの『ヴァージニア覚え書』(Notes on the State of Virginia) をたびたび引用し、自らの主張を権威付けようとしている。ただし、引用はかなり恣意的で、シェファソン本来の文脈を歪曲していると思われる箇所もある。今後検討してみる必要があるだろう。 Thomas Jefferson, 'Notes on the State of Virginia', Merrill D. Peterson, ed., *Writings*. New York, Literary Classics of the U.S., 1984. 翻訳は「中屋健一訳『ヴァージニア覚え書』」岩波書店「一

九七二年、もしくは、松本重治・日高明三訳、「ヴァージニア覚え書」

(抜粋)、『世界の名著』三三、中央公論社、一九七三年。

(51) *Ibid.*, p.14.

(52) *Ibid.*, p.19.

(53) *Ibid.*, p.20.

(54) *Ibid.*

(55) *Ibid.*, p.21.

(56) *Ibid.*

(57) *Ibid.*

(58) *Ibid.*

(59) *Ibid.*

(60) *Ibid.*, p.22.

(61) *Ibid.*

(62) *Ibid.*, pp.22, 23.